



こども誰でも通園制度について

神奈川県保育会（五反田保育園）

伊澤昭治

「こども未来戦略」に基づき、新たに創設されることとなった、「こども誰でも通園制度」についてお知らせいたします。

目的は「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付」となっています。2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される予定となっています。

令和6年度から試行事業として118自治体でモデル的に実施され、神奈川県内での令和7年度実施は政令3市と予定の2市となっています。全国的には273自治体が実施し、事業所数は2,064箇所を予定しています。（8月末現在）

対象事業所は認可保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、小規模保育施設等子ども関連施設となっており、実施主体は、社会福祉法人、学校法人、市町村、株式会社、一般社団法人、医療法人、宗教法人と多義にわたります。（実施は市町村により異なります）。

対象年齢は6ヶ月児から満3歳児の保育施設を利用していない児となり、月の利用時間は現在10時間となっています。預かり初期においては親子通園も可能となっており、初めての集団への配慮もなされています。

制度の背景には子ども家庭庁の創設以後、待機児童対策が全国的には解消したことにより「保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全ての子どもと子育て家庭を支援する」にシフトしたと言えます。受け入れ施設での対応は、クラス定員に空きがある場合の「余裕活用型」、クラス定員にプラスしての「在園児合同型」、専用室を設置する「専用室独立実施型」があり、余裕活用型以外は専用面積確保と専任保育士の配置が必要となります。

そして、利用方法は、「こども誰でも通園制度総合支援システム」によるオンラインでの予約申請となり、在宅からの予約が可能となります。

令和8年度よりの本格実施を前に、市町村業務の整備や実施施設の調整、人材確保や研修体制の整備が進められています。実施にあたり課題と問題も多くありますが、「全ての子どもと子育て家庭を支援する」ための充実した制度となることを願っています。

